

議案第29号

湯河原町立学校給食共同調理場条例の制定について

湯河原町立学校給食共同調理場条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月5日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

町立湯河原中学校の学校給食を開始することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき共同調理場を設置するため、条例の制定を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町立学校給食共同調理場条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理に関する業務を共同処理する施設として、湯河原町立学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湯河原町立湯河原小学校共同調理場	湯河原町宮上11番地

(職員)

第3条 共同調理場に事務職員その他の必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。